

[事案 22-129] 契約転換等無効確認請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

一部転換制度を利用して、終身保険を終身医療保険に変更等した際に、募集人による説明が不十分であったとして、一部転換等の取消しを求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 3 月、終身保険（被転換契約）の保障内容の見直しを行った結果、新契約（終身医療保険）へ一部転換し、さらに、残存部分を払済終身保険へと変更したが、その際に、下記の重要事項について募集人が説明しなかったため、一部転換および払済保険への変更を取り消し、被転換契約を復旧してほしい。

- ①被転換契約の変更部分の下取り価格についての具体的な金額
- ②転換後契約の予定利率
- ③転換から 10 年経過以降も同じ保障を維持するためには保険料が増額されること
- ④クーリング・オフ制度

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約内容・制度(クーリング・オフ、予定利率、および転換契約の保険料と保障内容等)を説明した各書面を作成・交付し、時間をかけて十分な説明を行っている。
- (2) 払済保険への変更については、申立人が自らの選択として手続きを行ったものである。
- (3) 申立人の各理由が認められると仮定した場合においても、5 年近く前の各行為につき取消、無効の根拠となり得るものではなく、主張自体が失当である。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤による「転換」の無効、または消費者契約法 4 条 2 項違反（不利益事実の不告知）による「転換」の取消しを主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、当事者が提出した証拠により認められた事実(下記①～⑤)を、総合斟酌すれば、下記(1)～(4)のとおり、申立内容を認めることは出来ないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 募集人は募集資料に基づき重要事項について説明を行ったことが推認され、この推認を覆すような特段の事情は存在しない。また、申立人は転換申込み当時 30 歳代であり、十分な判断能力を具備していたと思われ、錯誤が存在したと認めることは困難である。
- (2) 募集資料には、被転換契約の変更部分の下取り価格（変更価格）につき具体的な金額は記載されていないが、被転換契約・転換後契約・残存契約の内容が明らかにされている以上、募集時に変更価格が明示されていなくても、それは要素の錯誤とはならない。

(3) 仮に申立人に要素の錯誤が存在していたとしても、下記の事実により、重大な過失があったと言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）。

(4) 募集人による消費者契約法 4 条 2 項違反（不利益事実の不告知）を認めることもできないので、契約の取消しも認めることはできない。

<当事者が提出した証拠により認められた事実>

- ① 「ご契約のお申込みにあたって」には、「お申込みのご契約は上記『転換・家族承継・終身保障変更』欄の被転換契約の被転換部分を下取りしたものです。保険料算出用利率（予定利率）が引き下げられ、保険料が引き上げとなる場合がありますのでご注意ください」との記載が存在する。
- ② プラン提案書には、「現在ご加入されている終身保険の一部分（変更する部分）の積立金（変更価格）を、新しいご契約に充当することにより、保険料負担を軽減させるプランです。」との文章と説明図が記載され、また、『新たにご提案するプラン』に変更価格を充当します。」との文章が記載されている。同書面には、被転換契約と転換後契約、「変更後の残存契約」の内容が分かりやすく記載されている。
- ③ 「終身保障変更確認書」には、「・・・主契約および特約を変更価格に充当することを確認しました。」との記載が存在し、<ご確認内容>欄に「変更価格に充当する主契約保険金額」が明示され、これを確認する申立人の自署および捺印が存在する。
- ④ プラン提案書には、「新たにご提案するプラン」として、転換後契約の内容が記載され、その予定利率および更新時期、更新後の保険料が記載されている。
- ⑤ 「ご契約のお申込みにあたって」に、クーリング・オフについての説明が存在する。